手 続 き の 流 れ

供給元と協定を締結したら

■県産木材の主な供給元と県産木材製品安定需給に関する協定を結んでください。

■協定締結先はさいたま県産木材認証制度実施要綱第８条第１項の認定書の交付を受けた木材業者等です。

利用計画書の提出

■「利用計画書」に関係書類を添付して、
埼玉県木材協会ホームページの申請フォームから提出、
又は埼玉県木材協会へ郵送又は持参 してください。

■受付期間： 令和6年6月3日(月)から令和6年12月25日(水)まで
（予定数に達し次第終了し、予定数を超えた場合は抽選）

利用計画者登録

■事務局（埼玉県木材協会）が内容を審査し、利用計画承認通知書をお送りします。（手続きが完了するまで大切に保管してください。）

交付申請書の提出

■木工事完了後速やかに、
「交付申請書」に関係書類を添付して、
埼玉県木材協会ホームページの申請フォームから提出、
又は埼玉県木材協会へ 郵送又は持参してください。

■令和7年1月31日までに木工事が完了することが要件です。

■**<u>最終</u>**提出期限：令和7年1月31日（金）必着

（審査）
補助金の交付決定及び確定

■事務局（埼玉県木材協会）が内容を審査し、交付決定及び確定通知書をお送りします。

■交付決定前に検査員から検査日をご連絡いたします。

請求書の提出

■交付決定及び確定通知書を受領後、
速やかに「補助金請求書」に関係書類を添付して、
埼玉県木材協会ホームページの申請フォームから提出、
又は埼玉県木材協会へ郵送又は持参してください。

補助金
振込み

■請求書のご指定の口座に、補助金を振り込みます。

県産木材使用状況報告書の提出

■補助金活用後の県産木材使用状況報告書を翌年度の４月１５日まで（３年間）提出してください。

埼玉県木材協会ホームページ　https://www.mokkyo-saitama.jp/

埼玉県木材協会のホームページにPDF、EXCEL、WORDファイルの様式を掲載しています。